

利用限度額

介護予防サービスの開始に伴い、介護保険の利用限度額が一部変更となりますので、ご注意ください。

- 介護保険の在宅サービスなどを利用するときは、要介護状態区別に介護保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の1割です。
- 限度額を超えて介護サービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となりますので、**要支援1・2と認定された方は利用限度額に注意**してください。

【9月までの利用限度額】

要介護度	利用限度額(1カ月)
経過的要介護	6万1,500円
要介護1	16万5,800円
要介護2	19万4,800円
要介護3	26万7,500円
要介護4	30万6,000円
要介護5	35万8,300円

【10月からの利用限度額】

要介護度	利用限度額(1カ月)
要支援1	4万9,700円
要支援2	10万4,000円
要介護1	16万5,800円
要介護2	19万4,800円
要介護3	26万7,500円
要介護4	30万6,000円
要介護5	35万8,300円

ここが変わります

65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の人の保険料には、そのまちの介護サービス費用が反映されています

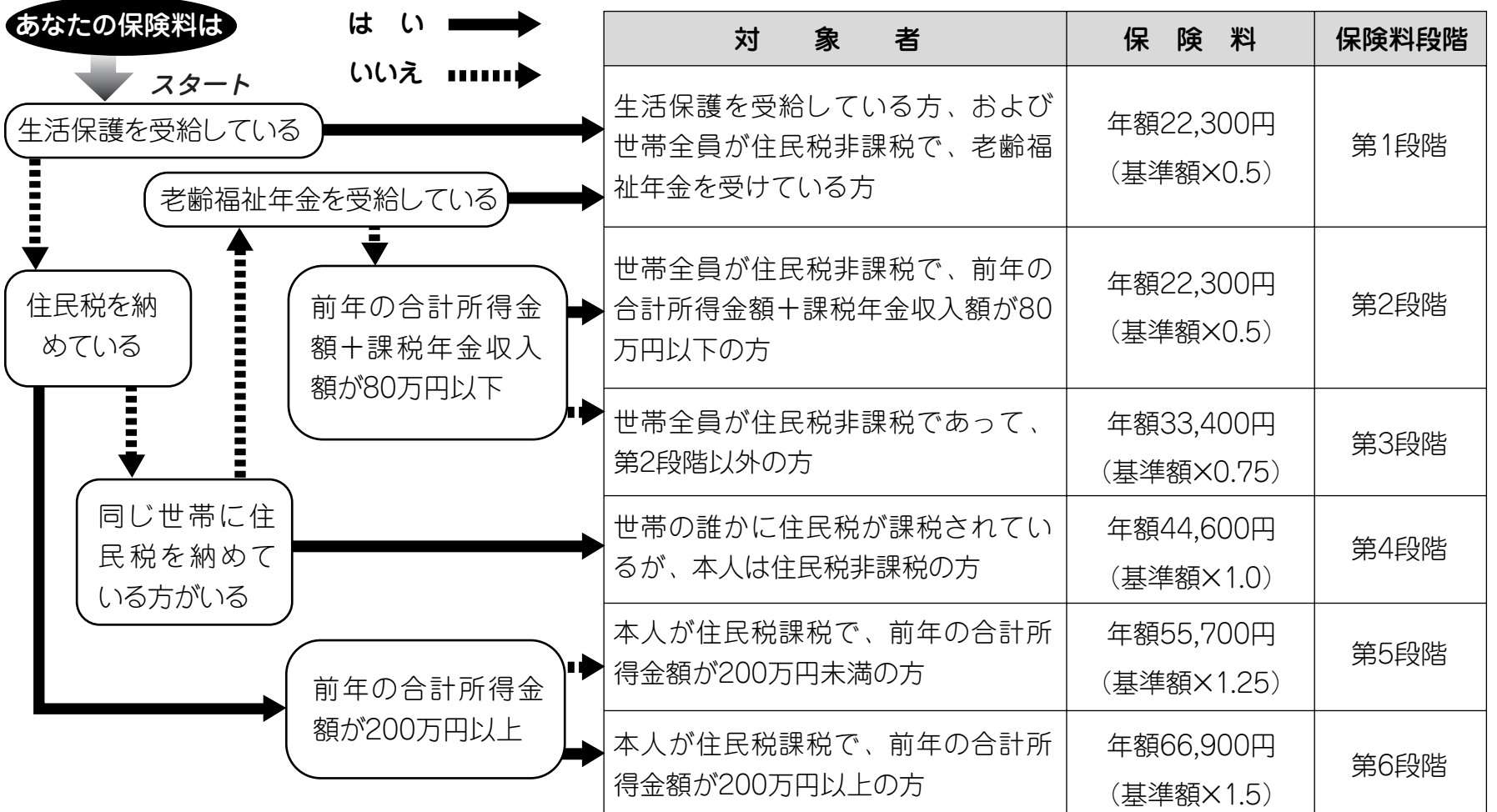
市区町村で介護保険の給付にかかる費用の一部が、皆さんの介護保険料でまかなわれています。市区町村によって必要な介護サービスは異なりますから、基準額も市区町村ごとに異なります。

基準額
44,600円

=

八潮市の介護サービス総費用のうち65歳以上の人の負担分
八潮市の65歳以上の人数

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、皆さんの所得に応じて設定されます。平成18年度から所得が低い人の負担能力に、よりきめ細かく対応できるよう、保険料段階を見直しました。



問 高齢いきがい課

介護支援係 ☎内449
介護給付係 ☎内443

※平成18年度から年齢65歳以上で、前年合計所得金額が125万円以下の方の非課税措置が段階的に廃止されることに伴い、所得が変わらないのに保険料が大きく変わることが起こらないよう、平成18年度から2年間については保険料の緩和措置が適用となります。